

# 宇都宮市住宅用高効率給湯器設置費補助金交付要綱

平成21年6月29日

告示第315号

(趣旨)

第1条 市の交付する住宅用高効率給湯器設置費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅用高効率給湯器（以下「給湯器」という。）を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助することにより、家庭におけるエネルギー使用の合理化及び市民の省エネルギー対策の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間団体等 経済産業省の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）交付要綱及び高効率給湯器導入促進事業費補助金交付要綱に係る補助事業者として採択された民間団体等をいう。
  - (2) 補助対象給湯器 平成21年度以後に民間団体等が補助対象に指定する高効率給湯器と同機種であって、自然冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器又は潜熱回収型給湯器のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
    - ア 第4条に規定する補助対象者が、自らが居住する市内の住宅に設置するものであること。
    - イ 購入日及び設置日が、平成21年7月1日から平成22年3月31日までであること。
    - ウ 導入しようとする機器が、未使用のものであること。
- 2 前項第2号に規定する購入日とは、保証書に記載された購入日をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録され、

又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録されている者

(2) 市税を滞納していない者。ただし、転入者であって市税の完納が証明されている完納証明書が発行されない場合は、従前地の市町村において滞納がない者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象給湯器の設置に係る機器購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、設置に係る工事費は除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる給湯器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 潜熱回収型給湯器 20,000円
- (2) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 30,000円
- (3) 家庭用ガスエンジン給湯器 40,000円

（他の補助金との関係）

第7条 この補助金は、国又はその他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）が交付する補助金等の受給を妨げない。

2 前項の規定により、国又は民間団体等から補助金の受給がある場合は、補助対象給湯器の設置に係る機器購入費用から、国又は民間団体等からの補助金受給額を差し引いた額を、補助対象経費とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象給湯器の設置日から起算して60日を経過する日又は設置日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに宇都宮市住宅用高効率給湯器設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宇都宮市住宅用高効率給湯器設置費補助金領収金額証明書（様式第2号）
- (2) 補助対象給湯器の保証書の写し
- (3) 補助対象給湯器の設置状況等が確認できる写真（別表）
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、これを受理し審査の上、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定をした後は、第8条の規定により市長に提出された申請書は請求書として取り扱うものとし、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(現地確認)

第11条 市長は、申請後、補助対象給湯器の設置状況について、必要に応じて現地調査を実施することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を、補助金の交付を受けた者に対し命じるものとする。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象給湯器の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

別表（第8条関係）

補助対象高効率給湯器の全体写真（カラー写真とする）
・ 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール） 給湯器全体（本体・配管）が写った設置状況の確認できる写真
・ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） 使用可能な状態のエコキュートの「ヒートポンプユニット」「貯湯タンクユニット」の全体が写った設置状況の確認できる写真
・ 家庭用ガスエンジン給湯器（エコウイル） 発電（ガスエンジン）ユニットと貯湯ユニットの全体が写った設置状況の確認できる写真